

民生文教常任委員会

1 開 議 令和2年6月15日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第69号 大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大豆生田	春	美	出席	
副委員長	高	崎	和	夫	出席
委員	秋	山	幸	子	出席
	鈴	木		隆	出席
	深	澤	正	夫	出席
	菊	池	久	光	出席
	君	島	孝	明	出席

当局	保健福祉部長	村	越	雄	二	出席
	健康政策課長	齋	藤	一	美	出席

事務局	植	竹		広	出席
-----	---	---	--	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大豆生田春美君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、村越雄二保健福祉部長、齋藤一美健康政策課長であります。

◎議案第69号 大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第69号 大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 本日は所管の健康政策課長が同席しておりますので、課長のほうからご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） 健康政策課、齋藤です。議案第69号 大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてご説明いたします。

議案書346ページの議案書補助資料を御覧ください。市民や事業者等からの寄附金を基金に積み立て、新型コロナウイルス感染症の予防、市民生活の支援及び地域経済対策に関する施策の推進に必要な財源に充てるため、条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたしますので、345ページを御覧いただきたいと思います。当該条例は7条で構成されており、第1条は新型コロナウイルス感染症の予防、市民生活の支援及び地域経済対策に必要な経費の財源に充てるためと設置の趣旨を規定しております。

第2条では、基金として積み立てる額は、一般会計予算で定める額とする。積立てについて規定しております。

第3条は、基金の管理及び運用に関して規定し、第4条では基金から生ずる収益は、この基金に繰り入れる運用益金の処理について規定しております。

第5条は、繰替え運用について規定しております。

第6条は、基金の処分について規定し、第1条で規定している使途にこの基金を充てる場合に限り、全部または一部を取り崩すことができるとしております。

第7条は、委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第69号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） この基金の条例の前提ということですが、先ほどご挨拶いただきましたように、市民や事業者等からの寄附を前提にということで理解してございます。この寄附金ですが、受入れの期間というのを対外的にどういうふうに示すのかなということで質問させていただきたいと思っております。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） 受入れにつきましては、条例が制定後、ホームページや市広報、与一メール等でお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） ありがとうございます。なかなかいつまでの寄附ということでは、設定はちょっと難しいと思うのですが、工夫を何かございますでしょうか。受け付けるというところですが、なかなかちょっと私もアイデアがないので、難しいのですが、何かお考えがあれば伺います。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） 特に期限を設けるということはありませんで、新型コロナウイルス感染症が終息すれば、基金はそれで終われるのかなとは思っております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 本件は寄附に基づくものでございますので、私の理解では、恐らく特定寄附金というのでしょうか、税法上の優遇措置が受けられる寄附金に当たるのかなということで理解しております。恐らく法人の場合ですと全額が損金算入されて、個人の場合ですと所得控除というのでしょうか、これが多分受けられるのかなということは理解しておりますので、寄附金を頂いた方に対するご連絡といたしまして、その旨、確定申告のときまで取っておいてくださいであるとか、確定申告のときに控除を受けてくださいということで、これは何か併せてご連絡をいただくとより明確で、忘れなくてよいのかなということで意見を述べます。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第69号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号 大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（大豆生田春美君） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時05分 散会